

# 第2年金の増口手続き等について

日本ITソフトウェア企業年金基金

## 目次

1. 第2年金事務費掛金の変更 . . . P.1
2. 掛金口数の変更 . . . P.2
3. 変額コースの設定例と確認資料名(添付書類) . . . P.3
4. 手続き・スケジュール . . . P.4
5. ご留意いただきたい事項 . . . P.5~7
6. 利息付与率 . . . P.8

# 1. 第2年金事務費掛金の変更

事務費掛金の見直しにより、第2年金の掛金増口がしやすくなりました。  
加入者の給付増額につなげるため、増口手続きをご案内いたします。

- ◆第1年金及び第2年金の両方に加入されている場合  
第2事務費掛金が、お一人一律100円に変更されました。

【令和2年4月分掛金から変更】

第2年金 掛金口数	事務費掛金【変更前】	事務費掛金【変更後】
1口	100円	100円
2口	200円	100円
3口	300円	100円
省 略		
30口	300円	100円

## 2. 掛金口数の変更

### 定額コース

- ・ 事業所毎に口数設定可能(全員一律に設定)
- ・ 1,000円×口数(1口～30口)

### 変額コース

- ・ 役職等で個別に設定可能
- ・ 1,000円×口数(1口～30口)

◆従業員毎に柔軟な掛金設定、多様なニーズに対応することが可能です。

◆設定内容により、確認資料(添付書類)の提出が必要となる場合があります。具体的な例は、次頁をご覧ください。

### 掛金口数の増口変更例

例1. (現行) 定額1口 ⇒ (変更) 定額3口

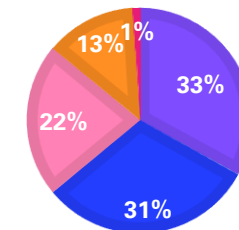
例2. (現行) 定額1口 ⇒ 変額コースへ変更

口数は、職位により設定

職位	月額掛金(千円)
係員	1
係長	2
課長	3
部長	4
役員	5

### 加入事業所の変額コース設定割合

■ 職位規程 ■ 標準報酬月額 (健康保険・厚生年金) ■ 勤続期間 ■ 給与(退職金)規程 ■ その他



### 3. 変額コースの設定例と確認資料名(添付書類)

No.	区分内容	別表	確認資料名 (添付書類)	No.	区分内容	別表	確認資料名 (添付書類)																								
1	職 位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 位</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	職 位	月額掛金(千円)	係員	1	係長	2	課長	3	部長	4	役員	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職位が明記されている規程を添付</li> <li>・ 「職位規程」</li> <li>・ 「就業規則」等</li> </ul>	3	勤続年数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数 (以上) (未満)</th> <th>月額掛金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5年～10年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10年～20年</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20年～30年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)	5年	1	5年～10年	2	10年～20年	3	20年～30年	4	30年	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類不要</li> </ul>
職 位	月額掛金(千円)																														
係員	1																														
係長	2																														
課長	3																														
部長	4																														
役員	5																														
勤続年数 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)																														
5年	1																														
5年～10年	2																														
10年～20年	3																														
20年～30年	4																														
30年	5																														
2	標準報酬月額 (厚生年金 健康保険)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>16～17</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>18～20</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>21～24</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>25級以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	等級	月額掛金(千円)	1～15	1	16～17	2	18～20	3	21～24	4	25級以上	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類不要</li> </ul>	4	基本給	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本給 (以上) (未満)</th> <th>月額掛金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150,000円</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>150,000円～250,000円</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>250,000円～350,000円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>350,000円～450,000円</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>450,000円</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	基本給 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)	150,000円	1	150,000円～250,000円	2	250,000円～350,000円	3	350,000円～450,000円	4	450,000円	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本給の取扱いが明記されている規程を添付</li> <li>・ 「給与規程」</li> <li>・ 「賃金規程」等</li> </ul>
等級	月額掛金(千円)																														
1～15	1																														
16～17	2																														
18～20	3																														
21～24	4																														
25級以上	5																														
基本給 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)																														
150,000円	1																														
150,000円～250,000円	2																														
250,000円～350,000円	3																														
350,000円～450,000円	4																														
450,000円	5																														

## 4. 手続き・スケジュール

(第2年金加入事業所が増口される場合、変更は年2回10月・4月)

変更月	年 月	内 容	
10月 から 変更	～ 8月20日(木) 【締切日】	事業所 ⇒ 基金	「変更申出書」等の必要書類のご提出
	10月初旬	基金 ⇒ 事業所	「基準給与変更届」提出のご案内
	10月1日～11月4日※ ※10月分掛金計算締切日	事業所 ⇒ 基金	「基準給与変更届」ご提出
変更月	年 月	内 容	
4月 から 変更	～ 2月18日(木) 【締切日】	事業所 ⇒ 基金	「変更申出書」等の必要書類のご提出
	4月初旬	基金 ⇒ 事業所	「基準給与変更届」提出のご案内
	4月1日～5月初旬※ ※4月分掛金計算締切日	事業所 ⇒ 基金	「基準給与変更届」ご提出

## 5. ご留意いただきたい事項

### 1. 「加入者を限定」する場合の取扱いについて

#### <ポイント>

- ① 不当差別はできません
- ② 就業規則等による客観的な基準によって限定すること
  - ・ 就業規則の提出が必要 ⇒ 「社員」等の区分を要確認
- ③ 役員は「法人税法第2条」の規定を引用するため規程は不要



#### <例>

『就業規則（令和〇年〇月1日現在において効力を有する株式会社〇〇〇の就業規則をいう。）第〇条に規定する「正社員」、「無期契約社員」及び法人税法第2条第15号に規定する役員』を当基金の加入者とする。

## 2. 「第2年金」の加入口数を変更する場合の取扱いについて

### ◆口数を決められたあとに「減口」する場合は・・・

- ・ 加入者の2／3以上の同意書と理由書が必要になります。  
また、併せて「厚生労働大臣の認可」が必要となります。

### ◆減額理由は、以下のとおり限定されています。

- ・ 減口を実施しなくてはならない理由があること  
(例) **自社の退職金の金額を引き上げるため**  
→添付書類：改定前と改定後の退職金規程

**過去5期のうち3期以上の当期純利益がマイナスであるため**  
→添付書類：過去5期の決算報告書

※給付減額が認可されるための理由は、「(明文化された)退職金制度の見直し」と「経営状況の悪化」の2種類のみです。



# 給付減額になる場合、ならない場合の例

※変額コースの場合、現在の最少の口数を下回る可能性がある  
変更は給付減額に該当します。

例1. (変更前)定額コース2口 ⇒ (変更後)変額コース1口～5口

---

給付減額に該当します。変更前の口数2口より、変更後の最少口数が1口となり、  
口数が減る可能性があるため給付減額に該当します。

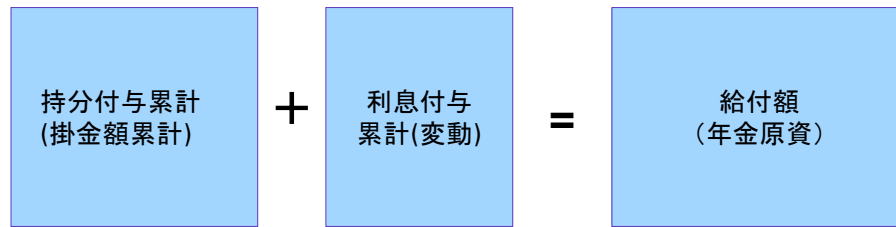
例2. (変更前)定額コース2口 ⇒ (変更後)変額コース2口～5口

---

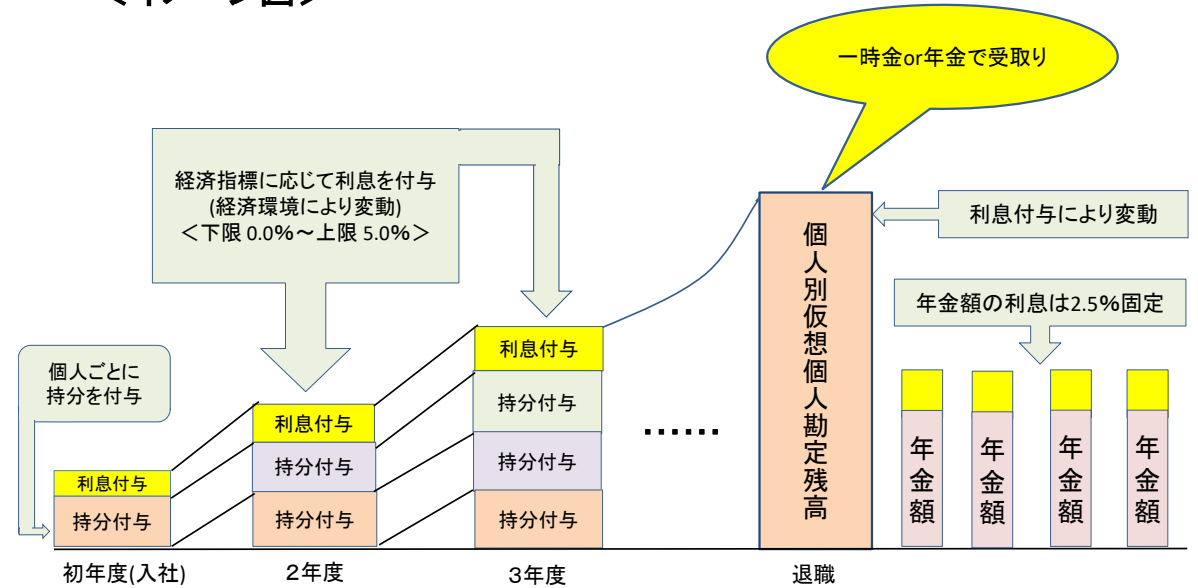
変更前の口数2口より、変更後の最少口数が2口となり、従前と比べ同じ口数以上  
になるため給付減額にはなりませんので変更することは可能です。

# 6. 利息付与率

持分付与(毎月の掛金額) と利息付与について



<イメージ図>



当基金の利息付与率実績

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0.8%	1.8%	3.8%	2.0%	4.6%

※利息付与率は、第1年金及び第2年金共通です。